

令和2年6月23日

鹿児島市交通事業管理者
交通局長 白石 貴雄 殿

GLOBAL UNION（認証番号1011）
首都圏青年ユニオン連合会
福岡市博多駅東二丁目8番2号
博多駅東パネスビル2F



執行委員長
組合員
組合員
組合員
組合員
組合員
組合員
組合員
組合員
組合員

団体交渉申入書

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のことと存じます。
さて、みだしの件につきまして、下記のとおり団体交渉を申し入れます。
誠意あるご対応を賜ります様よろしくお願い申し上げます。

記

- 交渉日時
令和2年7月2日～令和2年7月14日のいずれか
- 交渉場所
福岡市内の貸会議室
- 交渉出席者
組合側
当局側（団体交渉事項の決定権を有する局長、または次長の出席を求めます）

4. 協議事項

- (1) 、 、 、 、 4名の不当解雇に関する件
- (2) 、 、 、 、 、 、 、 、 、 9名の未払い賃金に関する件

5. 協議事項に関する当組合の見解

- (1) 、 、 、 、 4名の不当解雇に関する件
、 、 、 、 4名は、それぞれ、平成15年、平成18年、平成18年、平成20年から鹿児島市の嘱託職員として、市営バスの運転士業務に従事してきた者であるが、市営バスの一部民営化に伴い、平成31年4月1日付で配布した「労働条件通知書」において、更新の有無を制度開始以来20年長にわたり「更新があり得る」から、「更新なし（平成32年度から「会計年度任用職員制度」へ移行のため）」と一方的に変更し、前記制度を利用し不当に解雇したものとして、地位回復を求めるものであります。

- (2) 、 、 、 、 4名は、それぞれ、平成15年、平成18年、平成18年、平成20年から鹿児島市の嘱託職員として、市営バスの運転士業務に従事してきた者であるが、在職中は、正規職員と同様の勤務内容で稼働をまいりました。

同一労働同一賃金の理念に照らしても、正規職員との間に給与の差が生じることは如何なものかと考えております。

また、総務省から各自治体に対し、総務省自治行政局公務員部公務員課長名で「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項」（通知）が発出されているところでございますが、その文書の中には、これまでの給与決定の方法を見直すことで、給料水準が下がってしまうことはあり得ることですが、ただ財政上の制約だけを理由に給料や報酬を削減するといった対応は法改正の趣旨に沿わないものとの見解を示していると認識致しております。

さらに、 、 、 、 、 、 、 、 、 9名は、バスの乗務中に金銭を所持することを禁じられ、小休憩の時間に湯茶等を自費で購入し、休憩本来の目的を果たすことも禁じられてまいりました。また、休憩場所の指定や休憩中の事務所からの連絡など、到底休憩と言える職場環境ではなかったことなどから、休憩時間も勤務を行っていたと判断しております。

労働基準法第34条第1項において、休憩時間について規定をされており、同法同条第3項において「休憩時間中に労働があった場合、または一定の場所に拘束されている場合、休憩時間に含まれない」と定められております。

また、釈迦に説法かとは存じますが、労働基準法において、休憩時間とは、「労働時間の途中におかれた、労働者が権利として労働から離れることを保証された時間」と定

義されておりますが、当組合員の置かれた状況が果たして休憩時間であったかは甚だ疑問の生ずるところでございます。

以上のことから、未払い賃金が発生しておりますので、支払い要求を行うものであります。

以上